

# 消費税対応 説明・意見交換会

(平成 23 年 7 月 21 日 於：遊技会館大会議室)

## 1. 青松副理事長 挨拶

## 2. 説明

### ① ホールにおける消費税対応と遊技料金の関係 賞品提供の在り方(資料 1、2)

すべての貸玉料金で、どの貸玉対応方式であっても、賞品提供は税抜きの遊技料金との等価交換を行うこと ⇒ ホールの消費税対応の原理原則

### ② 全日遊連としての対応の経緯 (資料 3～8)

#### 1) 消費税の転嫁が認められる

警察庁生活環境課長通達 (平成 12 年 12 月 26 日)

「遊技料金の基準として風営法施行規則第 29 条 1 項 2 号に定める金額は、消費税額及び地方消費税額を含まないものと解する」

#### 2) 同通達に関する注意事項 3つのポイント

(平成 13 年 1 月 全国理事会議事録より)

- a. ホール毎に転嫁方法及び消費税額を明示し、遊技客が遊技料金と消費税を混同することがないようにする。
- b. 外税採用の場合、賞品と交換時には消費税を徴収することはできない。
- c. 賞品提供の際は、遊技料金に基づいて等価の計算をすることとなる。

### ③ ホールの消費税基本的仕組み(資料 1、2、3、9)

- ・貸玉料金と遊技料金、消費税の関係
- ・玉 1 個の消費税と最終の納税額
- ・貸玉システムによる貸玉時の転嫁方法
- ・消費税の計算方法

### ④ 全日遊連の今後の取り組み

#### 1) ホール業界全体として消費税対応のコンセンサスを得ること

⇒ 業界全体の共通認識の下、行政への確認、要望を

#### 2) 貸玉料金の税込表示を全国一斉に行うこと

⇒ 貸玉料金は税込 お客様へのお知らせ

ホールの現場へ理解浸透を図る

遊技料金との等価交換へ スムーズな対応を

## 3. 質疑応答・意見交換